

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年4月から15年3月までは17万円、同年4月から同年6月まで及び同年8月から17年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月から19年8月までは19万円、同年9月及び同年10月は18万円、同年11月から20年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間④から⑪までの標準賞与額に係る記録については、平成16年8月7日及び同年12月7日を10万5,000円、17年8月7日及び同年12月7日を13万5,000円、18年8月22日及び同年12月7日を15万円、19年8月7日及び同年12月7日を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から20年9月1日まで
② 平成15年8月7日
③ 平成15年12月7日
④ 平成16年8月7日
⑤ 平成16年12月7日
⑥ 平成17年8月7日
⑦ 平成17年12月7日
⑧ 平成18年8月22日
⑨ 平成18年12月7日
⑩ 平成19年8月7日
⑪ 平成19年12月7日

私がA社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している上、申立期間②から⑩までに支給された賞与も記録されている標準賞与額と相違していると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち、平成14年4月から15年3月までは17万円、同年4月から同年6月まで及び同年8月から17年4月までは22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月から19年8月までは19万円、同年9月及び同年10月は18万円、同年11月から20年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険標準報酬算定基礎届により、事業主は申立人の報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年7月及び20年7月については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれかが、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成20年8月については、申立人は給与明細書を所持していない上、A社も申立人に係る賃金台帳等を保管しておらず、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②から⑩までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立期間④から⑪までの標準賞与額について、申立人は賞与明細書を所持していないものの、申立人が所持する給与明細書、B市から提出された申立人に係る給与支払報告書等及び同僚の賞与明細書により、申立人は、当該期間にA社から年2回の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間④から⑪までの標準賞与額については、上記給与明細書及び給与支払報告書等により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月7日及び同年12月7日は10万5,000円、17年8月7日及び同年12月7日は13万5,000円、18年8月22日及び同年12月7日は15万円、19年8月7日及び同年12月7日は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険賞与支払届により、事業主は申立人の賞与額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は賞与支給額又は保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③については、申立人は賞与明細書を所持していない上、当該期間に係る給与支払報告書等の関連資料も残っていないため、当該期間における賞与及び厚生年金保険料の控除について推認することができず、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1432

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、20歳になった頃、母親が私に代わって国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入した場合は、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立期間において申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料をA市内の金融機関で納付したとしているものの、申立人が申立期間中にA市からB市に住所を移転した後の保険料の納付方法等については覚えていないとするなど、保険料納付に関する記憶は明確ではない。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、亡くなった私の父親が昭和56年3月頃に郵便局でまとめて納付してくれたと母親から聞いており、申立期間が未加入の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係るA町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿、社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、未加入期間と記録されており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が記憶する納付金額（4、5万円程度）は、申立期間の保険料額とは相違している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人の母親は、申立てに係る国民年金保険料の納付について、「夫が役場で、何か月分も保険料をためていたら、役場で納付することはできないと言われ、郵便局で納付した。」としているが、B町役場は、「当時、郵便局では、現年度保険料の納付は取り扱っていなかったが、過年度保険料の納付は取り扱っていた。」としている一方で、上記被保険者台帳からは、申立人の昭和51年12月から52年3月までの保険料が53年4月21日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人及びその母親は、当該過年度納付と申

立てに係る納付を混同している可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1434

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年3月まで

昭和51年5月に結婚した際に、いろいろな手続をするために夫が役所に行った時、役所の人から、「国民年金に未納がある。今からでも遅くないから、加入するように。」と言われ、分割して納付する約束をし、納付書を渡された。毎月8,000円程度をこつこつと支払ったことを覚えているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月頃に国民年金の加入手続を行ったとしており、「当時はA市B区に住んでおり、夫が家の近くの役所に行って手続した。」と供述しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、53年12月頃に払い出されたと推認されること、及びii) 申立人に係る戸籍の附票から、申立人の住所がA市B区にあったのは、53年4月から55年5月までであることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、53年12月頃、A市B区で行われたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料は、当該加入手続の時点においても特例納付及び過年度納付により納付可能ではあるものの、i) 申立人に特例納付をしたという記憶は無いこと、ii) 申立人は、申立人の亡夫が申立人の国民年金の加入手続をした際にもらった納付書以外に、納付書が送られてきた記憶は無く、また、申立期間直後の昭和53年4月以降の保険料と申立期間に係る過年度保険料を並行して納付したという記憶も無いこと、iii) 申立人の記憶する納付書の様式は、当時の過年度納付書の様式と相違していること、iv) A市の国民年金保険料収滞納一覧表から、申立人及びその亡夫は、申立期間直後の53年4

月から54年3月までの保険料を全て同じ日に納付していることが確認できるが、申立期間の保険料については、申立人の亡夫についても、申立人と同様に、未納の記録となっていること等、申立期間の保険料が特例納付及び過年度納付されたとする事情はうかがえない。

さらに、申立人は、昭和51年5月頃に国民年金の加入手続を行ったとしていることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人に係るA市及びC市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の国民年金保険料は未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

なお、申立人は、当時、毎月8,000円程度の国民年金保険料を納付したとしているが、上記収滞納一覧表からは、申立人及びその亡夫に係る保険料の納付について、昭和53年4月から同年6月までの保険料（1人当たり8,190円）が54年1月27日に、53年7月から同年9月までの保険料（同）が54年1月17日に、53年10月から同年12月までの保険料（同）が54年2月5日に、同年1月から同年3月までの保険料（同）が同年3月31日に、それぞれ納付されていることが確認できることなどから、これらの保険料納付と申立てに係る保険料納付とを混同している可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 3 月 2 日まで

私は、昭和 58 年 5 月から平成 2 年 3 月まで、A 社（現在は、B 社）C 支店に継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 5 月から平成 2 年 3 月まで、A 社 C 支店に継続して勤務していたと主張しているが、申立人に係る雇用保険の加入記録及び D 健康保険組合の組合員記録を見ると、いずれも申立期間は未加入期間となっている。

また、申立期間当時、A 社 C 支店で申立人と同じ工事現場に勤務していたとする同社職員は、「申立人は、1 年更新の期間契約社員である。一度だけ冬季に工事現場を閉鎖したことがあり、その間、会社は雇用契約を解除していないが、給料は支払っていないと思う。」としている。

さらに、B 社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人は昭和 62 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 3 月 2 日に被保険者資格を取得した記載となっており、これはオンライン記録と一致している。

このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 22 日から同年 2 月 1 日まで

私は、申立期間当時はA社に勤務していたが、平成 8 年 1 月 22 日までの厚生年金保険の加入記録及び同年 2 月 1 日からの共済組合の加入記録はあるのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料等は、いつも給与から控除されていたと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴カードにより、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された「平成 8 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている「社会保険料等の金額」について検証すると、当該金額は、平成 8 年 2 月、同年 3 月の給与及び同年 3 月の期末手当から控除される共済掛金額（試算）と 1 か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額との総計にほぼ一致している上、A社は、当時、厚生年金保険料及び健康保険料は翌月控除であったと回答していることから、上記 1 か月分の厚生年金保険料及び健康保険料は 7 年 12 月の保険料であると推認され、申立期間に係る 8 年 1 月の厚生年金保険料は控除されていないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。